



医政発 1225 第 17 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局長
〔公印省略〕

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を
改正する省令の施行等について

令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 208 号。以下「整理省令」という。）が本日公布・施行されたところである。

（※）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

整理省令において、厚生労働省関係省令に定められた様式のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除等することとした。

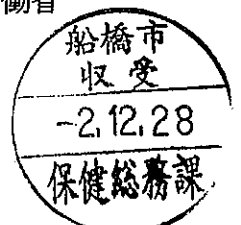
これと併せ、既存の通達等において定めている様式のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除等することとする。

整理省令の改正内容や既存の通達等の取扱い等については下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 整理省令の改正について

整理省令による改正後の厚生労働省関係省令のうち、医政局が所管する厚生労働省



令及び改正する様式の一覧については別添 1 のとおりである。

なお、整理省令には、既に使用されている改正前の様式については改正後の様式によるものとみなし、既に配布されている改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる経過措置が設けられている。

また、整理省令の官報及び別添 1 に掲載された改正後の様式については、大部に渡るため厚生労働省HPより確認されたい。

※医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）第 4 号書式の死亡診断書（死体検案書）、歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）第 4 号書式の死亡診断書は、人間の死亡に関する厳粛な医学的・法律的証明であり、必ず医師等が作成したことが担保されていなければならない、厳密な真正性が求められるべきものであることから、今般の押印を求める手続きの見直しに伴い、その真正性の担保について、記名押印によることは認めないこととし、必ず署名（電子署名を含む。）によることとする。

（厚生労働省HP）押印を求める手続きの見直し等について（医政局所管手続関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15544.html

第 2 既存の通達等の取扱いについて

これまでに医政局から発出した医政局長通達及び医政局課室長通達で定めている様式等のうち、国民や事業者等に押印を求めているものについては、当該押印欄を削除するとともに、整理省令と同様の経過措置を設けることとする。また、併せて所要の改正を行う。

改正する医政局長通達及び改正対象の様式等の一覧は別添 2、改正する医政局課室長通達及び改正対象の様式等の一覧は別添 3 のとおりである。

なお、別添 2 及び別添 3 に掲載された通達について、改正後の通達・様式については、大部に渡るため厚生労働省HPより確認されたい。

（厚生労働省HP）押印を求める手続きの見直し等について（医政局所管手続関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15544.html

第 3 地方公共団体における手続きの取扱いについて

「地方公共団体における押印廃止マニュアルの策定について」（令和 2 年 12 月 18 日付け府政経シ第 631 号規制改革・行政改革担当大臣通知）（以下URL）のとおり、地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考として、見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示したマニュアルが策定されたところであるが、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続きのうち、医政局が所管する法令や通達等で申請方法や様式を定めていないものであって、当該様式等において国民や事業

者等に押印を求めている手続きについても、今般の改正趣旨を踏まえ、当該様式等から押印欄を削除されたい。

○「地方公共団体における押印廃止マニュアルの策定について」（令和2年 12 月 18 日付け府政経シ第 631 号規制改革・行政改革担当大臣通知）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

（添付内容）

【別添 1】整理省令により改正する厚生労働省令・様式一覧（医政局部分抜粋）

【別添 2】改正する医政局長通達一覧

【別添 3】改正する医政局課室長通達一覧

